

松江市告示第 13号

市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和7年1月10日

松江市長 上 定 昭 仁



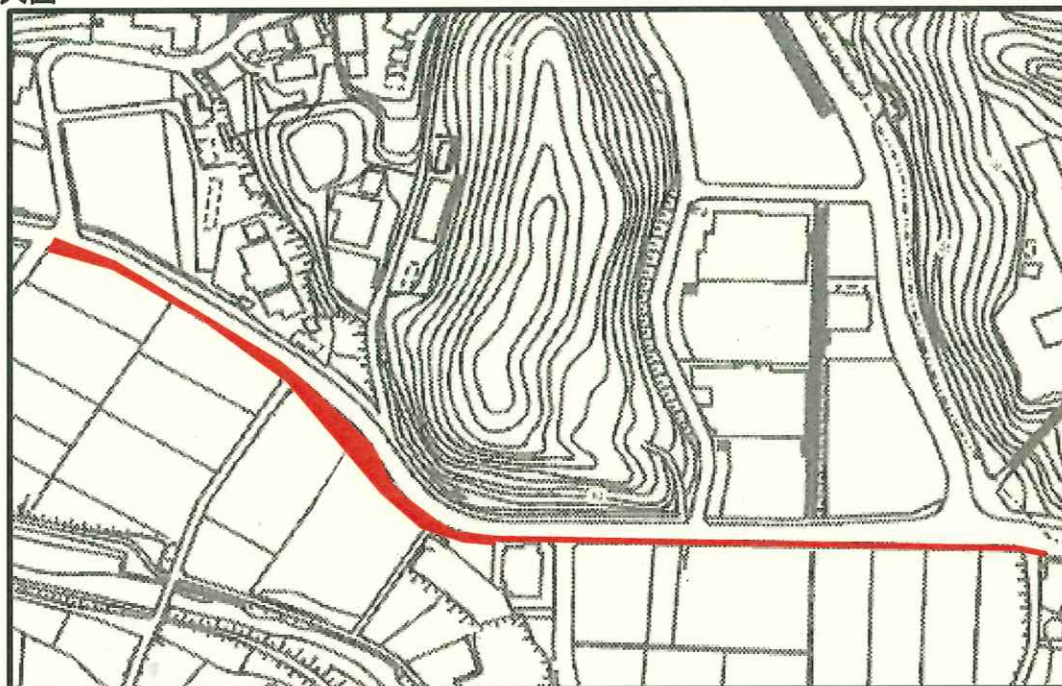
路線 番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間 起 終 点 点	供用開始日	図面 番号	備考
10105	大 庭 布 志 名 線	松江市乃白町字潜り松132番4地先 " " 字輪ノ内89番12地先	令和7年1月10日	1	

位置図 No. 1

供用開始路線 大庭布志名線



拡大図



大庭布志名線 市道編入区域